

英国スチュワードシップ・コード 2020（仮訳）¹

イントロダクション

スチュワードシップとは、経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むための、資本の責任ある分配、管理、監督のことである。

英国スチュワードシップ・コード 2020（以下「コード」という。）においては、アセットオーナーとアセットマネジャー、そして彼らをサポートするサービスプロバイダーに向けて、高いスチュワードシップの基準を設定した。

コードは、「アプライ・アンド・エクスプレイン」が適用される、アセットマネジャーとアセットオーナーに向けられた一連の原則と、サービスプロバイダーに向けられた一連の原則とで構成される。コードは、実効的なスチュワードシップに向けた単一のアプローチを処方するものではない。代わりに、機関が自らのビジネスモデルと戦略に沿った形で期待に応えることができるようにするものである。

投資市場は、最初の英国スチュワードシップ・コードの公表以来、大きく変化してきた。固定利付債券や不動産、インフラといった、上場株式以外の資産への投資が大きく増加した。これらの投資は、異なる条件、投資期間、権利、そして責任を有するものであり、署名機関はこれらの状況下でいかにして実効的にスチュワードシップを行うかについて検討する必要が出てくるであろう。

ガバナンスに加え、環境、特に気候変動、と社会に係る要素は、投資家が投資判断を行い、スチュワードシップを行う際に考慮すべき重要な課題となってきた。コードは、アセットオーナーとアセットマネジャーは市場秩序の守護者として重要な役割を担うのみならず、ポートフォリオ投資のスチュワードシップとなるのはもちろん、システムリスクの最小化に努めるにあたって、重要な役割を担うことを定める。

¹ イントロダクション、報告方法、アセットオーナーとアセットマネジャーのための原則、サービスプロバイダーのための原則部分のみの抄訳であり、脚注及び添付の抄訳は省いている。

報告方法

全ての原則に、「期待される報告事項」が付属されている。

これらの事項は、ステュワードシップ報告に含むべき情報を示唆するとともに、報告の質の評価の基礎をなすものである。

原則を適用する際は、署名機関は、他の課題のなかでも以下を考慮すべきである。

- ・ 英国コーポレートガバナンス・コードと他のコーポレートガバナンス・コードの実効的な適用
- ・ 取締役の義務、とりわけ、2006 年会社法の 172 条において考慮すべきとされている事項
- ・ 資本の構造、リスク、戦略、パフォーマンス
- ・ 多様性、報酬、従業員サイドの関心事項
- ・ 監査の質
- ・ 気候変動を含む環境・社会の課題
- ・ コベンナツと契約の遵守

どの原則にも「活動」と「結果」の見出しの中に期待される報告事項の記載がある。いくつかの原則は、「背景」の見出しの中にも期待される報告事項の記載があり、ステュワードシップのために採用されたアプローチを理解し評価するために必要な、背景情報やポリシーの公表を求めている。

期待される報告事項のなかには、アセットマネジャーや直接投資を行う者により深い関係を有するものもあれば、アセットオーナーや仲介業者により深い関係を有するものもある。機関は、どの期待される報告事項が自身のビジネスや投資業界における役割に関係し、かつ適切であるかを決めなければならない。

例えば、原則 6 では、「署名機関は、規模、加入者の特徴(その枠組みにおける加入者数や平均年齢含む)、又は自身の顧客基盤、例えば、機関か個人か、もしくは地理的な分布に関して、その内訳の概要を公表すべきである。」としている。

コードは、上場株式に対してはより詳細な期待される報告事項を設けている。これは、上場株式については比較的ステュワードシップが成熟してきたことを反映したものである。しかし、署名機関は自身で使えるリソース、権利又は影響力を、いかなる方法で資本が投資されていようと、ステュワードシップを行うために用いるべきである。

報告は、人を引き付けるようなものであって、簡潔であるべきで、かつ、平易な英語で記載されるべきである。報告は、実効的なステュワードシップを妥協することなく、可能な限り具体的かつ透明性高くあるべきである。

報告は、その機関がどのようにコードを適用しているのかが明らかになるイメージを与

えるように構成された単一の文書であるべきである。報告には、関連データ、ダイアグラム、テーブル、例示、事例研究が適切に使われるべきである。報告は、活動と結果に注力したものであるべきであり、かつ、読者が他の情報を参照することなく、その機関のコードの適用をよく理解できるように十分な情報を提供するものであるべきである。しかし、報告は、報告を要求している他の規定等に対しての方針や開示を含め、より詳細な方針や開示とリンクしている可能性もある。いかなる追加情報も、明確で、かつアクセスできる状態で提供されるべきである。

報告は、公正で、バランスよく、理解できるものであるべきである。例えば、報告は、成功体験のみならず、経験した失敗や得られた学びを受け入れたものであるべきである。望ましい結果を達成する活動とは、1年以上かかるものかもしれず、その機関の報告期間内に完了するものではないかもしれない。そうした場合には、そのことが記載されるべきであり、進捗が報告されるべきである。

コードは、署名機関ごとに規模、種類、ビジネスモデル、及び投資アプローチが異なり、かつ、彼らが同一の方法でスチュワードシップを行うものではないことを認識している。期待される報告事項においては、ファンドごとや投資戦略ごとのスチュワードシップ活動の公表を求めているわけではない。しかし、提供された情報は、ファンド、アセットクラス、対象地域によって、その運用実態に比例していかに異なるのか、明確に示すべきである。

報告は、その申請者の運営組織により見直され、かつ承認されなければならない。また、会長、CEO、又はCIOによって署名されなければならない。

その申請者が、一度コードの署名機関として受け入れられ、報告がFRCにより承認された場合には、その報告は公の文書となり、署名機関のウェブサイトか、ウェブサイトを持たなければ別のアクセス可能な形にて、閲覧可能な状態に供されなければならない。

報告の提出方法と評価プロセスに係る情報の詳細は、FRCのウェブサイトに掲載されている。

アセットオーナーとアセットマネジャーのための原則

アセットオーナーとアセットマネジャーは自身の責任を他者に委任してはならず、実効的なステュワードシップに対して説明責任を負う。ステュワードシップ活動には、投資判断、アセット及びサービスプロバイダーのモニタリング、発行体とのエンゲージメント、発行体に重要な課題に対して責任を持たせること、他者と協働すること、権利を行使することや責任を果たすことが含まれる。

資本は、異なる条件、投資期間、権利、影響レベルをもって保有している複数のアセットクラスに投資されている。署名機関はどのように資本が投資されていようとも、ステュワードシップを行うためには、自身で使えるリソースや権利、影響力を使うべきである。

目的及びガバナンス

原則 1

署名機関の目的、投資哲学、戦略、及び文化によって、経済、環境、社会への持続可能な利益をもたらすような顧客と最終受益者に対する長期的な価値を生むスチュワードシップを可能とする。

期待される報告事項

背景

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・ 機関の目的、その文化、価値観、ビジネスモデル、戦略の概要
- ・ 投資哲学（望ましい投資結果を生むためにはいかなる要素が重要と考えるか、又はその理由）

活動

署名機関は、自身の投資哲学、戦略、及び文化によって実効的なスチュワードシップを可能とするために、いかなる行動をとってきたかについて説明すべきである。

結果

署名機関は、以下について公表すべきである。

- ・ 自身の目的と投資哲学によって、どのように自身のスチュワードシップ、投資戦略、投資判断が導かれたのか
- ・ いかに実効的に、顧客と受益者の最善の利益に資してきたかについての評価

目的及びガバナンス

原則2

署名機関のガバナンス、リソース、及びインセンティブはスチュワードシップをサポートする。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・ガバナンス構造とプロセスによって、自身の組織において実効的なスチュワードシップとそのアプローチを選択した理由についてどのように監督し、説明責任を果たすことができるか
- ・どのようにして、以下を含むスチュワードシップ活動に適切にリソース配分を行ってきたか
 - 選択した組織及び人員構成
 - 年功制、経験、適格性、訓練、多様性
 - システム、プロセス、調査、分析への投資
 - サービスプロバイダーを利用した範囲及び提供されたサービス
- ・パフォーマンス管理又は報酬プログラムによって、従業員がスチュワードシップと投資判断を統合するよう、どのようなインセンティブ付けが行われているか

結果

署名機関は、以下について公表すべきである。

- ・自身が選んだガバナンス構成及びプロセスが、いかに効果的にスチュワードシップをサポートしているか
- ・これらがどのように改善されるか

目的及びガバナンス

原則3

署名機関は、顧客と最終受益者の最善の利益を優先するために、利益相反管理を行う。

期待される報告事項

背景

署名機関は、利益相反管理方針と、その方針がどのようにスチュワードシップに適用されてきたかについて公表すべきである。

活動

署名機関はスチュワードシップに関連する、実際の、又は潜在的な利益相反の事例をどのように認識し、管理してきたかについて説明すべきである。

結果

署名機関は、実際の、又は潜在的な利益相反にどのように対応してきたかの事例を公表すべきである。

利益相反は、以下の結果、発生する可能性がある。

- ・所有構造
- ・アセットオーナーとアセットマネジャーとの間の取引関係、及び／又は運用する資産
- ・アセットマネジャー及び顧客との間のスチュワードシップ方針の違い
- ・相互の取締役派遣
- ・債券と株式のアセットマネジャーの目標
- ・顧客又は最終受益者の相反する利益

目的及びガバナンス

原則4

署名機関は、十分に機能する金融システムを促進するために、市場規模のリスク及びシステムリスクを認識し、それに対応する。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・どのように適切に、市場規模のリスク及びシステムリスクを認識し、それに対応してきたのか
- ・金融市場の機能が引き続き向上することを促進するために、どのように、他のステークホルダーと連携してきたか
- ・自身の参加する、関連する産業界における取組みにおいてどのような役割を果たしたか、どの程度貢献したか、又はその効果の評価(具体例を付けること)
- ・自らの投資とどのように整合性を図ったか

結果

署名機関は、市場規模のリスク及びシステムリスクを認識し、それに対応するとともに、十分に機能する金融市場を促進するにあたっての自らの取組みの効果に対する評価を公表しなければならない。

市場規模のリスクとは、財務上の損失につながるリスクや、全市場のパフォーマンスに影響を及ぼすリスクであり、以下に限定されないが、以下を含むものである：

- ・金利の変化
- ・地政学上の課題
- ・為替レート

システムリスクとは、産業、金融市場、経済の崩壊につながりかねないリスクであり、以下に限定されないが、以下を含むものである：

- ・気候変動
- ・ある事業又は事業のグループの失敗

ステークホルダーには、投資家、発行体、サービスプロバイダー、政策当局、監査機関、非営利機関、規制当局、業界団体や学者を含みうる。

目的及びガバナンス

原則5

署名機関は、自身の方針を見直し、自身のプロセスを確実なものとし、自身の活動の効果を評価する。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・実効的なステュワードシップを可能にするために、どのように方針を見直してきたか
- ・ステュワードシップを行うために、内部的にも外部的にも何を確保してきたか（直接行ったもの／自身の代わりに行ってもらったものに関係しない）、及びそのアプローチを採用した根拠
- ・ステュワードシップ報告が公正で、バランスが取れていて、理解可能なものとなるよう、どのように確保してきたか

結果

署名機関は、自身の行った見直しと確保の手段が、ステュワードシップ方針とプロセスに継続的な改善をもたらしているのかについて、説明すべきである。

内部的には、上級職員、指定された組織体、取締役会、委員会、又は内部監査部門によって行われうるものであり、外部的には、独立した第三者によって行われうる。

投資アプローチ

原則6

署名機関は、顧客と最終受益者のニーズを考慮し、スチュワードシップと投資に係る活動とその結果を彼らに伝達する。

期待される報告事項

背景

署名機関は、以下について公表すべきである。

- ・内訳の概要は以下のとおり
 - 採用する枠組みの構造、例えば、その枠組みはマスタートラストなのか、職種別年金基金か、確定給付企業年金又は確定拠出年金か
 - 規模、加入者の特徴(その枠組みにおける加入者数や平均年齢を含む)
- 又は
 - 自身の顧客基盤、例えば、機関か個人か、又は地理的な分布
 - アセットクラスや地理的分布を超えて、運用下にある資産
- ・顧客及び／又は最終受益者のニーズに応えるために自身が正しいと考える投資タイムホライズンの長さ及びその理由

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・最終受益者の視点をどのように追求したか(どこで追求したか)、及びそのアプローチを採用した理由
- 又は
 - ・顧客の視点をどのように追求し、受け取ったか、及びそのアプローチを採用した理由
- ・最終受益者のニーズが、投資タイムホライズンと整合性のとれたスチュワードシップと投資にどのように反映されたのか
- 又は
 - ・資産が、顧客のスチュワードシップ方針と投資方針との間で整合性がとれる形で、どのように運用されたのか
- ・自身のスチュワードシップと投資に係る活動と結果について、最終受益者のニーズに応えるため、提供した情報の種類、伝達の方法と頻度も含め、何を最終受益者に伝達してきたか
- 又は
 - ・自身のスチュワードシップ報告の要求事項を充足するために、自身のスチュワードシップと投資に係る活動と結果について、提供した情報の種類、伝達の方法と頻度も含め、顧客のニ

ズに応えるべく、何を顧客に伝達してきたか

結果

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・顧客と最終受益者のニーズを理解するために採用した方法の効果を、どのように評価したか

- ・追求した最終受益者の視点をどのように考慮したか、及びその結果どのような行動をとったか
又は
- ・顧客の視点をどのように考慮したか、及びその結果どのような行動をとったか

- ・自身の運用機関が自身のスチュワードシップ及び投資方針に従わなかった場合、及びその理由
又は
- ・顧客のスチュワードシップ及び投資方針に沿って資産を運用しなかった場合、及びその理由

投資アプローチ

原則7

署名機関は、スチュワードシップと投資を、重要な環境、社会、ガバナンスの課題、そして気候変動も含めて、自身の責任を果たすために体系的に統合する。

期待される報告事項

背景

署名機関は、保有、及び保有と退出を通じたモニタリングに先んじて、運用の評価において優先した事項を公表すべきである。これには、重要な ESG の課題を含むべきである。

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

・スチュワードシップと投資の統合は、ファンド、アセットクラス、地理の差異によってどのように変化したか

・どのように以下を確保したか

-重要な ESG の課題を含む、スチュワードシップと投資の統合のための要求事項が、申し出の中に含まれること

-顧客と最終受益者の投資タイムホライズンと整合性をもつように、マンドートの内容とその付与に、スチュワードシップと投資の統合が含まれるようにすること

又は

・以下を行うために利用したプロセス

-顧客及び／又は最終顧客者の投資タイムホライズンと整合性をとるための、重要な ESG の課題を含むスチュワードシップと投資の統合を行うこと

-サービスプロバイダーが、重要な ESG の課題を含むスチュワードシップと投資の統合をサポートするための明確で行動を起こすことが可能な基準を受け取ったことを確認すること

結果

署名機関は、スチュワードシップを通じて集められた情報が、直接又は代理を問わず、どのように顧客及び／又は最終受益者の利益に資してきたかということに関して、どのように取得、モニタリング、退出の意思決定につながったのかについて説明すべき。

投資アプローチ

原則8

署名機関は、アセットマネジャー及び／又はサービスプロバイダーをモニタリングし、責任を問う。

期待される報告事項

活動

署名機関は、自身のニーズに合うようなサービスが提供されるために、どのようにサービスプロバイダーをモニタリングしたかについて説明すべきである。

結果

署名機関は、以下について説明すべきである。

・自身のニーズに合うように、どのようにサービスが提供されたか

又は

・アセットマネジャー及び／又はサービスプロバイダーに対する期待が満たされなかった点について、どのような行動をとったか

例:

・資産が自身の投資及びスチュワードシップの戦略及び方針と整合性のあるように運用されたかを確保するために行う、アセットオーナーによるアセットマネジャー及び運用コンサルタントへのモニタリング

・議決権行使がアセットマネジャーの方針に沿って行われることを確保するために行う、アセットマネジャーによる議決権行使助言会社に対する、合理的に達成可能な範囲でのモニタリング

・データとリサーチの提供者の成果物とそのサービスの質及び正確性を担保するために行う、アセットマネジャーによるデータ・リサーチプロバイダーに対するモニタリング

エンゲージメント

原則9

署名機関は、資産価値の維持又は向上のため、発行体企業とのエンゲージメントを行う。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・自分の代わりにエンゲージメントを行う他者に対して設定した期待水準及びその方法
又は
- ・どのようにエンゲージメントを選択し、優先順位づけを行ったか(例: 主要課題及び／又は保有規模)

- ・周知された簡潔なエンゲージメントの目的について、どのように具体例とともに開発してきたのか
- ・どのようなエンゲージメント方法が利用され、またどの程度利用されたのか
- ・原則1と原則6の「背景」に基づく公表に関し、そのアプローチ方法を採用した理由
- ・ファンド、資産、地理によって、エンゲージメントがどのように変わったか

エンゲージメントの例として、以下に限定されないが、以下を含むものである:

- ・取締役会議長又は他の取締役と面会
- ・経営陣との面会
- ・懸念を示すための企業へのレターの送付
- ・企業のアドバイザーを通じた主要課題の提起

結果

署名機関は、自身が直接行ったのと他者が代理で行ったのに関係なく、現在継続中又は過去12か月のうちに結論が出たエンゲージメントの結果を説明すべき。

例:

- ・エンゲージメントが、企業のモニタリングにどのように利用されたのか
- ・発行体企業によりとられた行動又は変化
- ・エンゲージメントの結果が、投資判断(取得・売却・保有維持)にどのような影響を与えたか
- ・エンゲージメントの結果がどのようにエスカレーションに活かされたのか

具体例は、バランスよくあるべきであり、望まれた結果が達成されなかった、又は未達成の事例も含むべきである。

エンゲージメント

原則10

署名機関は、必要に応じて、発行体企業に影響を与えるために、協働的なエンゲージメントに参加する。

期待される報告事項

活動

署名機関は、いかなる協働的なエンゲージメントに参加したのか、及びその理由を、自身が直接行ったものと他者が代理で行ったものを含めて、公表すべきである。

例:

- ・特定の変化を求めて発行体企業へのエンゲージメントをするために、他の投資家と協働したこと、又は
- ・テーマとなる課題についてエンゲージメントを行うために、より幅広いステークホルダーの団体の一部として活動したこと

署名機関は、以下を含む具体例を提供しなければならない。

- ・対象となった課題
- ・方法又はフォーラム
- ・役割と貢献度

結果

署名機関は、協働的なエンゲージメントの結果を説明しなければならない。

例:

- ・発行体企業によって取られた行動又は変化
- ・エンゲージメントの結果がどのように投資判断に影響を与えたか(取得・売却・保有維持)
- ・設定した目的が達成されたか

具体例は、バランスよくあるべきであり、望まれた結果が達成されなかった、又は未達成の事例も含むべきである。

エンゲージメント

原則11

署名機関は、必要に応じて、発行体企業に影響を与えるために、スチュワードシップ活動のエスカレーションを実施する。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・自分の代わりにスチュワードシップ活動のエスカレーションを行うアセットマネジャーに向けて設定した期待水準

又は

- ・どのように課題を選択し、優先順位を設定し、そしてエスカレーションについてよく事情を踏まえた目的を開発させたのか

- ・エンゲージメントをエスカレーションさせることとしたのはいつか(その際の課題、アプローチをとった理由も含め、具体例を使用しながら)

- ・ファンド、資産、地理によって、エスカレーションはどのように変わったか

結果

署名機関は、自身が直接行ったのと他者が代理で行ったのに関係なく、エスカレーションの結果を説明しなければならない。

例:

- ・発行体企業によって取られた行動又は変化
- ・エスカレーションの結果がどのように投資判断に影響を与えたか(取得・売却・保有維持)
- ・設定した目的が達成されたか
- ・エンゲージメントのアプローチにおける変化

具体例は、バランスよくあるべきであり、望まれた結果が達成されなかった、又は未達成の事例も含むべきである。

権利行使及び責任

原則12

署名機関は、積極的に権利を行使し、責任を果たす。

期待される報告事項

上場株式と固定利付債券の投資に関する期待される報告事項は以下のとおりである。加えて、署名機関は、原則6に基づく報告において公表されるとおり、様々なアセットクラスに投資することができるのであれば、自身が投資した他のアセットクラスについても、どのように権利を行使し、責任を果たしたのか、報告すべきである。

背景

署名機関は、

- ・自身の代わりに権利を行使し、責任を果たすアセットマネジャーに対して設定した期待水準を言及すべきである。

又は、

- ・どのように権利を行使し、責任を果たすのか、また、ファンド、資産、地理によって、どのようにアプローチが変わったのかについて、説明すべきである。

加えて、上場株式について、署名機関は、

- ・議決権行使方針は、自身の議決権行使方針及びファンド自身の方針の範囲を含め、公表すべきである。
- ・デフォルト設定された議決権行使助言会社の助言の活用度合いについて言及すべきである。
- ・顧客が自身の議決権行使方針を修正しうる範囲について報告すべきである。
- ・顧客が、合同ファンドにおいて、議決権を直接行使することを認める方針について、公表すべきである。
- ・貸株及び議決権行使のための貸株回収についていかなるアプローチをとったか、そしてエンpty・ボートィング(empty voting)をどのように最小化しようとしているかについて言及すべきである。

活動

上場株式について、署名機関は、

- ・過去1年で議決権行使された株式の割合及びその理由を公表すべきである。
- ・未行使の議決権も含め、自身の議決権行使結果のリンクを提供すべきである。
- ・特に以下の場合について、議決権行使結果の一部又は全部の理由を説明すべきである。
 - 取締役会に反対する議決権行使があった場合
 - 株主提案の議案に対して反対する議決権行使があった場合

- 議決権が未行使の場合
- 議決権行使基準と異なる議決権行使を行った場合

- ・他の機関により議決権行使が実施されている範囲と、そうした代理の議決権行使をどのようにモニタリングしたのかについて説明すべきである。
- ・いかなる株式と議決権を有しているかにつき、どのようにモニタリングをしたかについて説明すべきである。

固定利付債券について、署名機関は、以下に対するアプローチを説明すべきである。

- ・契約条項及び条件の修正を求める場合
- ・信託証書において提供された情報へのアクセスを求める場合
- ・減損発生時の権利行使を行う場合
- ・目論見書や取引書類の見直しを行う場合

結果

上場株式については、署名機関は、過去 12 カ月にわたって議決権行使を行った議案の結果の例を提供すべきである。

サービスプロバイダーのための原則

サービスプロバイダーは、スチュワードシップ責任を果たすため、顧客を支援するサービスを提供し、投資コミュニティにおいて主要な役割を果たす。本原則が適用されるサービスプロバイダーは、これらに限定されるものではないが、投資コンサルタント、議決権行使助言会社、データ及びリサーチプロバイダーが含まれる。

サービスプロバイダーが提供する活動は、これに限定されるものではないが、企業とのエンゲージメント、議決権行使推奨及び行使、データ及びリサーチの提供、助言、報告フレームワーク及び基準の提供などが含まれる。

原則 1

署名機関の目的、戦略及び文化は実効的なステュワードシップの促進を可能とする。

期待される報告事項**背景**

署名機関は、機関の目的、どのようなサービスを提供するか、その文化、価値観、ビジネスモデル、戦略の概要について説明すべきである。

活動

署名機関は、自身の戦略及び文化によって実効的なステュワードシップを可能とするために、いかなる行動をとってきたかについて説明すべきである。

結果

署名機関は、いかに実効的に、顧客の最善の利益に資してきたかの評価について公表すべきである。

原則2

署名機関のガバナンス、人的資源及びインセンティブは、実効的なステュワードシップの促進を可能にする。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・実効的なステュワードシップと選択したアプローチの合理性を促進するために、ガバナンス体制及びプロセスが、監督と説明責任をいかに可能としているか
- ・サービスの質と正確性がいかに実効的なステュワードシップを推進しているか
- ・ステュワードシップが以下について、いかに適切に資源配分されているか
 - 選択した組織及び人員構成
 - 年功制、経験、適格性、訓練、及び多様性
 - システム、プロセス、調査及び分析
 - 従業員がサービスを提供するため適切な動機付けがなされているか
- ・手数料が提供されるサービスに対して適切である事をいかに確保しているか

結果

署名機関は、以下について公表すべきである。

- ・自身が選んだガバナンス構成及びプロセスが顧客のステュワードシップについていかに実効的にサポートしているか
- ・これらがどのように改善されるか

原則3

署名機関は、利益相反関係を特定し、これを管理し、顧客の最善の利益を優先する。

期待される報告事項

背景

署名機関は、顧客の利益を優先するための利益相反管理方針を公表し、顧客の利益が相反する際には、当該利益相反の極小化を行い又はこれを回避すべきである。

活動

署名機関は、顧客の利益を図る結果、利益相反が発生する状況をいかに特定し、管理しているか説明すべきである。

結果

署名機関は、実際の、又は潜在的な利益相反にどのように対処してきたかの事例を公表すべきである。

利益相反は、これらに限らないが、以下より発生する。

- ・所有構造
- ・取引関係
- ・相互の取締役派遣
- ・相反する顧客利益

原則4

署名機関は、十分に機能する金融システムを促進するために、市場規模のリスク及びシステミックなリスクを認識し、これに対応する。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・どのように適切に、市場規模のリスク及びシステミックリスクを認識し、これに対応してきたのか。
- ・金融市場の機能が引き続き向上することを促進するために、どのように、他のステークホルダーと連携してきたか。
- ・自身の参加する、関連する産業界における取組みにおいてどのような役割を果たしたか。

結果

署名機関は、システミックリスクを認識し、これに対応するとともに、十分に機能する金融市場を促進するにあたっての自らの取組みの貢献した範囲及び取組みの効果に対する評価を公表すべきである。

市場規模のリスクとは、財務上の損失につながるリスクや、市場全体のパフォーマンス全体に影響を及ぼすリスクであり、これらに限定されないが、以下を含むものである：

- ・金利の変動
- ・地政学上の課題
- ・為替レート

システミックリスクとは、気候変動のように産業、金融市場、経済の崩壊につながりかねないリスクである。

ステークホルダーには、投資家、発行体、サービスプロバイダー、政策当局、監査機関、非営利団体、規制当局、業界団体や学者を含みうる。

原則5

署名機関は、重要な環境、社会、ガバナンスの課題を考慮し、どのような活動に実施したかを伝え、顧客のステュワードシップと投資の統合をサポートする。

期待される報告事項

署名機関は、例えば機関投資家対個人投資家や地域的構成のような、顧客ベースの内訳を公表すべきである。

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・自身のサービスが、いかにサービスプロバイダーの事業の性格として適切で、顧客のステュワードシップを最もサポートするものであるか
- ・顧客の見解、フィードバック及び選択したアプローチの合理性を求めたかどうか
- ・顧客への伝達の方法と頻度

結果

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・サービスの提供において顧客の見解及びフィードバックをいかに考慮したか
- ・顧客への伝達及びそのニーズの理解のために選択した方法の実効性と、その実効性をいかに評価したか

原則6

署名機関は、その方針を見直し、プロセスを確認する。

期待される報告事項

活動

署名機関は、以下について説明すべきである。

- ・顧客の実効的なステュワードシップを確保するために、いかに自らの方針と活動を見直したか
- ・顧客のステュワードシップをサポートする活動(自身が直接行ったのと他者が代理で行ったのに関係なく、)を行うために、内部的にも外部的にも何を確保してきたか、及びそのアプローチを採用した理由
- ・ステュワードシップに関する報告が公平で、バランス良く、理解し易かったか

結果

署名機関は、自身の見直しと確保の手段からのフィードバックが、ステュワードシップ活動の継続的な改善をもたらしているのかについて説明すべきである。